

2023年度 横浜美術大学自己点検・評価 改善計画・報告書

通し番号	1	
担当委員会・部署	将来計画・経営戦略委員会	教授会・運営委員会

項目	内容
基準	基準2 内部質保証
点検・評価項目	<ul style="list-style-type: none"> ・方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。 ・内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
改善を要する点	2019（令和元）年度より、「将来計画・経営戦略委員会」を内部質保証の推進に責任を負う組織として中心に据え、改善すべき事項及びその改善計画を検討して学長に報告するとしているが、一部の項目については、教授会と「運営委員会」が実質的な内部質保証を行っているため、教授会及び「運営委員会」が内部質保証システムについて果たす役割を明確にし、3つの方針その他の方針に基づき、内部質保証を有効に機能させるよう、改善を要する。
改善の完了期限	2025年3月末日（最終期限：2026年7月末日）
改善計画	教授会及び「運営委員会」が内部質保証システムについて果たす役割を明確にし、3つの方針その他の方針に基づき、内部質保証を有効に機能させるよう、改善を要するため、あらためて内部質保証システムの再構築に取り組む。
改善報告	2024年度より内部質保証システムの推進に責任を負う組織を「将来計画・経営戦略委員会」から「運営協議会」に移行させ、内部質保証システムを再構築し、所要の手続きを改定した。詳細は根拠資料ご参照
根拠資料	2024年1月31日付教授会資料「横浜美術大学 内部質保証システムの改定について」
全学内部質保証推進組織による所見・検討	改善報告・根拠資料を確認し、「運営協議会」を内部質保証システムの推進・責任機関としたこと及び所要の手続き改定等の改善計画の完了を確認した。今後、継続的にPDCAを回し、内部質保証システムが有効に機能するよう取り組んでもらいたい。

通し番号	2
担当委員会・部署	F D推進委員会

項目	内容
基準	基準6 教員・教員組織
点検・評価項目	ファカルティ・ディベロップメント（F D）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。
改善を要する点	教育に係るF D活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているが、教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化に係る組織的なF D活動については実施しておらず、改善を要する。
改善の完了期限	2025 年 3 月末日（最終期限：2026年7月末日）
改善計画	教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化に係る組織的なF D活動については実施しておらず、改善を要するため、F D推進委員会において、組織的・継続的にF D活動に取り組む。
改善報告	<ul style="list-style-type: none"> ・FD 推進として、教員の教育力向上のための授業改善研修会を実施し、教員間でTP（ティーチングポートフォリオ）作成及び共有を行い、教育力向上のための施策を展開している。 ・ただし、教員の研究活動や社会貢献等の諸活動に関するFD 活動について、今年度は未実施であり、来年度以降計画的に実施していくこととする。
根拠資料	2024 年 2 月 21 日付FD 関連資料「2023 年度授業改善研修会 TP に関する投票・感想及び質問について」
全学内部質保証推進組織による所見・検討	教員の教育力向上のための研修会は実施していることは確認されたが、今後、教員の研究活動や社会貢献等の諸活動に関するFD活動について、実施していくことが求められる。

※2024年度改善計画に繰り越し

通し番号	3
担当委員会・部署	総務課

項目	内容
基準	基準10 大学運営・財務 (1) 大学運営
点検・評価項目	方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。
改善を要する点	大学としての意思決定について、学則及び「教授会規程」において、学長と教授会の役割を定めているものの、教授会と各種委員会の関係性や意思決定プロセスが、規程上明確になっていない。また、議事録等も審議の過程が分かるものとなっていないため、大学運営における学長・教授会・各種委員会の相互の役割と連関が不明確であり、改善を要する。
改善の完了期限	2025年3月末日（最終期限：2026年7月末日）
改善計画	教授会と各種委員会の関係性や意思決定プロセスが、規程上明確になっておらず、大学運営における学長・教授会・各種委員会の相互の役割と連関が不明確であり、改善を要するため、学長・教授会・各種委員会の相互の役割・関係性・意思決定プロセスの明確化に取り組む。
改善報告	法令上における学長・教授会・各種委員会の相互の役割・関係性を整理し、学内における意思決定プロセスを明確化した。それに伴い2024年度より所要の手続きを改定した。また、議事録等について審議の過程が分かるものとなるよう学長名で通達を発信。詳細は根拠資料をご参照。
根拠資料	2024年1月31日付教授会資料「横浜美術大学 意思決定プロセスの明確化について」
全学内部質保証推進組織による所見・検討	改善報告・根拠資料を確認し、学内における意思決定プロセスの明確化に取り組み、改善計画が完了したことを確認した。今後、引き続き円滑かつ適切な大学運営がなされるよう期待される。

通し番号	4
担当委員会・部署	法人・総務課

項目	内容
基準	基準10 大学運営・財務（2）財務
点検・評価項目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。 ・教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。
改善を要する点	2017（平成29）年度以降、学生の受け入れ状況が改善したことにより、収支状況においても改善がみられるものの、「要積立額に対する金融資産の充足率」は低い水準で推移しており、「事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」は減少傾向ではあるものの、依然として高くなっていることから、教育目標を達成するための十分な財政基盤を確立しているとはいえない。財政基盤の確立に向けて、具体的な数値目標を含む中・長期財政計画を策定・実行するよう改善を要する。
改善の完了期限	2025年3月末日（最終期限：2026年7月末日）
改善計画	次期中期的な計画（2025年4月～）に具体的な財務数値目標を盛り込むよう改善する。
改善報告	2023年度予算より、予算編成の基本方針において学園全体の具体的な黒字額目標数値を表記するよう改善している。
根拠資料	令和5年度、令和6年度予算編成の基本方針
全学内部質保証推進組織による所見・検討	改善報告のとおり、単年度の予算編成方針においては、黒字額目標を定め計画を策定・実行していくことは評価できるものの、中長期的計画においても具体的財務数値目標を盛り込む必要がある。

※2024年度改善計画に繰り越し

通し番号	5	
担当委員会・部署	将来計画・経営戦略委員会	教授会・運営委員会

項目	内容
基準	基準2 内部質保証
点検・評価項目	内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
改善を要する点	2020年度から「将来計画・経営戦略委員会」「自己点検・評価委員会」を中心とした新しい内部質保証システムに移行したが、内部質保証システム自体の適切性を点検・評価する仕組みについて、客観性や妥当性の担保に課題があると大学が認識し、「外部評価委員会」の枠組みを導入した。しかしながら、内部質保証システムをより機能的な仕組みへと見直すことが望まれ、また、「外部評価委員会」について、内部質保証の適切性を検証するに適した構成となるよう改善を要する。
改善の完了期限	2025年3月末日
改善計画	通し番号1の対応を通じて、内部質保証システムのより機能的な仕組みの導入を検討していく。また、「外部評価委員会」についても、内部質保証の適切性を検証するに適した構成員の検討を実施していく。
改善報告	内部質保証システム自体は、通し番号1のとおり、より機能的な仕組みとなるよう見直し済み。外部評価委員会については、内部質保証システムの適切性を検証するに適した構成となるよう引き続き検討していくこととする。
根拠資料	2024年1月31日付教授会資料「横浜美術大学 内部質保証システムの改定について」
全学内部質保証推進組織による所見・検討	改善報告のとおり、内部質保証システムをより機能的な仕組みとすることは根拠資料から確認された。外部評価委員会の構成については引き続き検討を要する。

※2024年度改善計画に一部繰り越し

通し番号	6
担当委員会・部署	総務課

項目	内容
基準	基準4 教育課程・学習成果
点検・評価項目	授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。
改善を要する点	2023年度から変更する予定の学位授与方針に関し、方針の内容について『履修要項』及び大学のホームページにて公表しているが、「大学の情報公開」のページからアクセスしなくては確認できないため、より分かりやすい公表のあり方を検討するよう改善を要する。
改善の完了期限	2025年3月末日
改善計画	2023年度より変更した学位授与方針については、より分かりやすい公表のあり方を検討していく。
改善報告	本件については未着手。2024年度以降の改善計画として学位授与方針に関し、より分かりやすい公表のあり方を検討していくものとする。
根拠資料	—
全学内部質保証推進組織による所見・検討	改善報告のとおり、2024年度以降の検討事項とするもの

※2024年度改善計画に繰り越し

通し番号	7
担当委員会・部署	教務委員会

項目	内容
基準	基準4 教育課程・学習成果
点検・評価項目	授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。
改善を要する点	「教育課程編成の考え方」において、共通科目の位置づけや科目区分である「専門教養」及び「一般教養」についての説明がなく、「共通科目教育課程編成方針」においてのみ区分を示しているため、改善を要する。また、1～6までの内容に、専門科目と共通科目のいずれかの区分にしか該当しないものも含みながら、「7.1～6を専門科目と共通科目の二つの区分に編成する」と示すことで、一つの項目が二つの区分に該当するとも読めるようになっているため、表現の工夫等による情報の得やすさや理解しやすさの観点から、併せて改善を要する。
改善の完了期限	2024年3月末日
改善計画	「教育課程編成の考え方」については、2023年度より、教養科目と専門科目の区分や意義についての説明を加えるとともに、用語の修正を行うなど、理解し易い内容に改善している。「7.1～6を専門科目と共通科目の二つの区分に編成する」は、「8.1～7を専門科目と教養科目の二つの区分に編成する」と変更しているが、1～7の内容と、8の文意の整合性について検討を行う。
改善報告	2023年度から開始された新カリキュラムでは、カリキュラム・ポリシーの「教育過程編成の考え方」の記述を変更した。以前の「共通科目」の名称を、共通実技科目との混同を避けるため、実態に即した名称の「教養科目」に変更するとともに、「教養科目」「専門科目」それぞれの区分が整理された内容に改善され、本年度の履修要項に反映されている。加えて、履修要項の「カリキュラム」の説明における「教養科目」および「専門科目」の記述も、各科目区分の内容や意義が明確に示され、分かりやすい説明に改善された。また「教育過程編成の考え方」に挙げられている1～8の項目のうち、「8.1～7を専門科目と教養科目の二つの区分に編成する」の表記と1～7の内容の整合性については、3が教養科目、4と7が専門科目の内容、残る1、2、5、6は専門科目と教養科目の双方に関わる内容であり、8の文意とは特に齟齬をきたさない。なお現時点（2024年3月27日）において、当該記述に関して分かりにくいといった意見や質問を当該担当部署である学務課（教務）は受けていないことも併せて報告しておく。
根拠資料	2024年度履修要項（抜粋）

全学内部質保証推進組織
による所見・検討

根拠資料から「教育課程編成の考え方」「教養科目」「専門科目」の内容・記述を分かりやすく改善したことを確認し、改善完了したことを確認した。

通し番号	8
担当委員会・部署	教務委員会

項目	内容
基準	基準4 教育課程・学習成果
点検・評価項目	学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。
改善を要する点	「横浜美術大学における授業科目の履修登録単位の上限に関する規程」において、1年間に履修登録できる単位数の上限を定め、成績優秀者への上限緩和措置を行っているが、卒業の要件に含まない教職課程に関する科目等を4年次に多く履修している事例があることから、単位の実質化を図る措置を適切に実施するよう、改善を要する。
改善の完了期限	2024年3月末日
改善計画	単位の実質化を図る措置として、卒業の要件に含まない科目の履修が4年次に集中しないよう、教職課程科目「美術科教育法Ⅰ（2単位）」の配当年次を4年次から3年次に変更する。そのほか、教職課程科目「美術科教育法Ⅱ（4単位）」を「教育実習Ⅰ（3単位）」及び「教育実習Ⅱ（2単位）」の前提科目に設定して3年次以下での履修を促す。
改善報告	これまで4年次に配当されていた「美術科教育法Ⅰ」を3年次配当に変更するとともに、3年次に配当されている教職課程の科目「美術科教育法Ⅱ」を4年次に配当されている「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」の前提科目として設定することで、卒業要件に含まない教職科目の履修が4年次に集中していた状況が緩和され、単位の実質化に向け改善がみられた。
根拠資料	2024年度履修要項（抜粋）
全学内部質保証推進組織による所見・検討	根拠資料から卒業要件に含まない教職科目の履修が4年次に集中していた状況が緩和され、単位の実質化が図られたことを確認し、改善完了したことを確認した。

通し番号	9	
担当委員会・部署	将来計画・経営戦略委員会（IR室）	FD推進委員会

項目	内容
基準	基準4 教育課程・学習成果
点検・評価項目	成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。
改善を要する点	成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置として、「横浜美術大学試験に関する規程」においてGPAの算定方法を規定し、運用しているとするが、その結果をもとに成績評価の妥当性等に関する検討は行っていないため、「将来計画・経営戦略委員会」等の全学的な組織による改善・支援及びこれらに関する適切性の担保について、改善を要する。
改善の完了期限	2025年3月末日
改善計画	成績評価の客観性・厳格性を担保するべく、GPAの結果をもとに成績評価の妥当性を検証できるようIR室中心に改善・支援を検討していく。
改善報告	本件については未着手。2024年度以降の改善計画としてGPAの結果をもとに成績評価の妥当性を検証できるよう検討していくものとする。
根拠資料	—
全学内部質保証推進組織による所見・検討	改善報告のとおり、2024年度以降の検討事項とするもの

※2024年度改善計画に繰り越し

通し番号	10
担当委員会・部署	教務委員会

項目	内容
基準	基準4 教育課程・学習成果
点検・評価項目	学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。
改善を要する点	ディプロマ・サプリメントの運用について、現状では就職活動支援を目的として希望する一部の4年次学生に対して発行するにとどまっております。学生全体を対象として学習成果を測定するといった全学的な活用には至っていない。教育課程及びその内容、方法の適切性について全学的にアセスメントを行い、改善・向上に向けた取り組みを行うよう改善を要する。
改善の完了期限	2025年3月末日
改善計画	2023年度は、学生にディプロマ・サプリメントの説明を口頭で行う。ディプロマ・サプリメントは卒業の際に発行されるが、2023年度においては、4年次生の前期の成績証明書の発行時、希望者にディプロマ・サプリメントを発行する。2024年度には、4年次生の卒業の際に卒業生全員にディプロマ・サプリメントを発行するとともに、1年次生から3年次生に対しては、1年間の学びが終了した後期の成績通知の際にプレ・ディプロマ・サプリメントを発行し、保証人・学生宛てに通知することとする。この運用により、在学中の各年度末に全学生がプレ・ディプロマ・サプリメントおよびディプロマ・サプリメントを確認することができる。特に、1年次生から3年次生に通知されるプレ・ディプロマ・サプリメントは、通常の成績通知書における評価と単位数に加え、本学の学びによって身についた力が定期的かつ分かりやすく視覚的に把握され、以後の履修科目の選定の判断や、学修意欲の向上に繋がることが期待される。
改善報告 (2023年度中間報告)	2023年度の改善計画どおり、本年度は入学式に学部長から新入生と保護者に対し、本学で運用しているディプロマ・サプリメントの説明が行われ、学生への周知に関して改善がみられた。また、4年次生の前期の成績証明書の発行に際し、2023年度は延べ134名(2024.3.26時点)の学生にディプロマ・サプリメントを発行している。加えて、2024年度以降1年次生から3年次生に対するプレ・ディプロマ・サプリメントの発行について審議を開始した。プレ・ディプロマ・サプリメントは、在学時に「身につく力」の修得度を学生自身が視覚的に把握するためのものであるが、その効果や運用に関して、「身につく力」の各項目の数値の根拠や妥当性の検証が必要であること等、今後の検討課題を確認した。プレ・ディプロマ・サプリメントについては、来年度も継続して審議を行う。

根拠資料	—
全学内部質保証推進組織 による所見・検討	ディプロマ・サプリメントの学生向け周知について新入生と保護者に入学式でなされたことは確認した。プレ・ディプロマ・サプリメント発行については検討課題を踏まえた継続審議に取り組んでもらいたい。

※2024年度改善計画に繰り越し

通し番号	1 1
担当委員会・部署	人事教授会

項目	内容
基準	基準6 教員・教員組織
点検・評価項目	大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。
改善を要する点	教員組織の編制に関し、「横浜美術大学教育研究組織に関する規程」に「教育研究の円滑な運営を図る」ことのみを記載しており、大学が掲げる建学の精神や目的を達成するため、具体的にどのような教員組織を編制するかに関する言及はない。大学の建学の精神・目的に基づき、大学として求める教員像は適切に示しているが、教員組織の編制に関する方針については不明確であることから、改善を要する。
改善の完了期限	2025 年3 月末日
改善計画	大学の建学の精神・目的を踏まえ、大学として具体的にどのような教員組織を編制するかを検討を行い、教員組織の編制に関する方針を明確化していく。
改善報告	本件については未着手。2024年度以降の改善計画として教員組織の編制に関する方針を明確化していくものとする。
根拠資料	—
全学内部質保証推進組織による所見・検討	改善報告のとおり、2024年度以降の検討事項とするもの

※2024年度改善計画に繰り越し

通し番号	12	
担当委員会・部署	将来計画・経営戦略委員会	総務課

項目	内容
基準	基準8 教育研究等環境
点検・評価項目	教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。
改善を要する点	授業用実習施設が不足気味になっており、その拡充に向け、大学敷地の有効利用の観点から将来の校舎増築、新校舎建設に備えるべく、用地調査実施の検討を行うよう改善を要する。また、建築コスト確保の観点から財務面で資金確保を行うよう改善を要する。
改善の完了期限	2025年3月末日
改善計画	授業用実習施設の具体的な不足等の状況調査を行い、将来の校舎新築および増築に備えるため、全学対応としてキャンパスマスタープラン作成WGを設置し、環境整備に注力する。
改善報告	2024年1月10日に第1回キャンパスマスタープランWGを実施し、南門工事状況、既存建物状況、将来構想や現場意見等についてWGメンバー（研究室・コース主任）と意見交換・情報共有を行った。3月にはWGメンバーより既存実習施設の問題・不足状況や改善要望等のヒアリングを行い将来計画に活かしていくもの。なお、建築コストを確保すべく財務面で着実に資金積み上げを実施している。
根拠資料	キャンパスマスタープランWG資料
全学内部質保証推進組織による所見・検討	2024年度改善計画として再度立案のうえ、継続して中長期の課題として解決に取り組むこと

※2024年度改善計画に繰り越し

通し番号	13
担当委員会・部署	地域連携センター

項目	内容
基準	基準9 社会連携・社会貢献
点検・評価項目	大学の教育研究結果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。
改善を要する点	社会連携・社会貢献に関する方針及び目的は、個別の協定などにより明示しているが、大学全体としての社会連携・社会貢献に関する方針が存在しないため、策定するよう改善を要する。
改善の完了期限	2025年3月末日
改善計画	大学全体としての社会連携・社会貢献に関する方針を策定する。
改善報告	2023年8月1日付で横浜美術大学全体における社会連携活動に関する定義、方針等を明確化するため、「横浜美術大学 社会連携活動ポリシー」を制定し、また、「横浜美術大学 地域連携センター規程」を改定した。
根拠資料	「横浜美術大学 社会連携活動ポリシー」および「横浜美術大学 地域連携センター規程」
全学内部質保証推進組織による所見・検討	改善報告・根拠資料を確認し、大学全体として社会連携・社会貢献に関する方針を規定し、体制整備されたものと評価でき、改善計画が完了したことを確認した。引き続き、この方針に則り、社会連携・社会貢献活動に積極的に取り組んでもらいたい。

通し番号	14
担当委員会・部署	法人

項目	内容
基準	基準10 大学運営・財務(1) 大学運営
点検・評価項目	法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。
改善を要する点	職員の処遇改善の一環として、「学校法人トキワ松学園教職員の役付手当に関する規程」において役付手当の支給を規定しているが、昇任等の手続については、規程等を整備していないことから改善を要する。
改善の完了期限	2025年3月末日
改善計画	職員処遇について、昇任等に関する手続きの整備を検討していく。
改善報告	本件については未着手。2024年度以降の改善計画として昇任等の手続きに関する規程の整備を行っていくものとする。
根拠資料	—
全学内部質保証推進組織による所見・検討	改善報告のとおり、2024年度以降の検討事項とするもの

※2024年度改善計画に繰り越し

通し番号	15
担当委員会・部署	事務局

項目	内容
基準	基準10 大学運営・財務(1) 大学運営
点検・評価項目	<ul style="list-style-type: none"> ・大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。 ・大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
改善を要する点	大学運営を適切に行うために、事務職員の意欲及び資質向上に向けた取り組みが必要である。人材配置の適切性、専門的な知識・技能を修得するための人材育成、大学運営における職場環境・意識を高めるような環境整備、必要な資質の向上を図るための取り組み等を検討し、改善をしていく必要がある。
改善の完了期限	2025年3月末日
改善計画	適切かつ効果的な大学運営を実現するため、組織的なスタッフ・ディベロップメント(SD)活動を実施し、上記改善を要する点を中心とした課題抽出を行い、課題解決に向けた取り組み・評価を実施し、事務職員の大学運営に必要な資質の向上を図る。
改善報告	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年8月25日に大学および小中高・法人で合同SD研修会を実施。事務職員の意欲・資質向上に向けた項目や職場環境整備等の課題の洗い出しを行った。 ・上記課題に関し、管理職チームで検討し、対応案を策定。同内容を2023年12月25日に大学職員向けのSD研修を行い、事務職員の意欲及び資質向上に向けた取り組みを実施した。
根拠資料	2023年度SD研修課題の取組内容報告
全学内部質保証推進組織による所見・検討	改善報告のとおり、事務職員における課題抽出から解決案まで短期間で対応したことは相応の評価が認められ、改善計画が完了したことを確認した。引き続き課題解決案に示された方策を継続実施することで事務職員の大学運営に必要な資質向上を図ってほしい。